

消費生活用製品安全法に関する質問について

令和6年11月27日 製品安全課

項 目	DIY 等のホビーに使用されるネオジム磁石の取り扱いについて
【質問】	DIY 等のホビーに使用されるネオジム磁石は、消費生活用製品安全の規制対象（特定製品）となるか。
【回答】	<p>(1) 磁石製娯楽用品として規制される製品は、磁石と磁石を引き合わせて使用することを楽しむことを目的とする製品であり、その他の用途（例：DIY の材料やホビー材料等）で販売される製品については規制対象外である。</p> <p>(2) この場合、娯楽用として使用する製品であれば、子供向けとうたっていない製品についても規制の対象となる。</p>